



コンビナート地区における 定期修理(定修)指導会を実施しました

令和元年5月15日



指導会において労働災害防止を訴える、鹿嶋労働基準監督署長

鹿嶋労働基準監督署(署長 尾畑 宏忠)は、神栖のコンビナート地区において実施される定期修理(定修)の実施(実施期間は5月8日より7月10日までの64日間)にあわせ、コンビナート各社と定期修理を行う施工業者が集まる中、定修における労働災害防止を訴えました。

定修は毎年実施されており、今年度は期間中延べ12万人もの工事関係者がコンビナート地区において工事にあたる。

一定期間に多くの施工業者が集中して工事にあたることから、労働災害発生のリスクが高くなるため、コンビナート各社と施工業者が連携を密にし、工事にあたるよう訴えました。

また、建設業においては、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれによる災害が多発していることに触れ、措置の徹底を訴えた。さらに、熱中症対策にも触れ、過去の死亡事例の多くは、単独作業時であることから現場巡視等による早期発見を訴えました。

指導会にはコンビナート各社の担当者及び施工業者の関係者約150人が集まり、無事故無災害に向け安全意識を高めました。